

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	教育委員会事務局 教育総務課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長教総第9号
委 託 業 務 名 称	エレベーター保守点検業務委託(長浜北小ほか13校園)
委 託 業 務 場 所	長浜北小・南郷里小・北郷里小・浅井小・高時小・木之本小・虎姫学園(前期課程)・西中・東中・南中・浅井中・高月中・虎姫学園(後期課程)・きのもと認定こども園
業 務 の 概 要	エレベーターの保守点検業務を委託するもの
履 行 期 間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	7,721,340円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 京都市下京区四条通高倉西入立売西町82 [商 号 又 は 名 称] フジテック株式会社 京滋支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	契約規則第27条第1項第1号による 本業務は、エレベーターに装備されているリモート点検機能を使用して常時(24時間)運行状況を確認することにより、事故が起きた場合の受信専門員による対応、事故を未然に防ぐための定期点検、通常の使用にかかる油脂類等の消耗部品の補充等、常時安全に使用できる環境を整えることを目的としている。 本機のリモート点検機能を操作できるのは、メーカーの保守部門以外にないため、製造元である上記業者に業務を依頼するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料)の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。